

## 令和 6 年度狛江市住民税非課税世帯給付金について

国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）」に盛り込まれた、物価高の影響を受ける低所得者世帯への支援として、「令和 6 年度狛江市住民税非課税世帯給付金」を支給します。

### 1. 支給対象者

令和 6 年 12 月 13 日時点で、狛江市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和 6 年度の市町村民税均等割が非課税等となる世帯（※）の世帯主。ただし、市町村民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

※同一の世帯に属する方全員が、次のいずれかに該当する方である世帯をいいます。

- ア 令和 6 年度分の市町村民税均等割が課されていない方
- イ 市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された方
- ウ 令和 6 年 12 月 13 日時点で生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者

### 2. 支給額

1 世帯当たり 3 万円。ただし、こども加算の要件を満たす場合は、こども加算の対象児童数に 2 万円を乗じた額を加えた金額とします。  
なお、こども加算の対象児童は、同一世帯に扶養される 18 歳以下の児童（平成 18 年 4 月 2 日から令和 7 年 4 月 1 日までに生まれた子）です。

### 3. 手続方法

#### 支給のお知らせが届く方（手続不要）

支給対象者のうち、転入者や未申告者のいない世帯で、市で世帯主の口座情報が確認できる場合には、1 月下旬に「令和 6 年度住民税非課税世帯給付金支給のお知らせ」（以下「支給のお知らせ」と言います。）を送付します。

支給のお知らせを受け取った方は、原則として手続は不要ですが、受取口座を変更したい場合又は給付金の受け取りを辞退する場合、コールセンターに御連絡の上、給付金対策室で手続していただきます。（申請期限：令和 7 年 1 月 31 日まで）

#### 「確認書」による手続が必要な方

支給対象者のうち、転入者や未申告者がいない世帯で、市で世帯主の口座情報が確認できない場合は、2 月上旬に「令和 6 年度非課税世帯給付金支給要件確認書（以下「確認書」と言います。）」を送付します。給付金の受け取りを希望される場合は、確認書に記載の二次元コードでオンライン申請していただくか、確認書を給付金対策室まで御提出いただきます。（申請期限：令和 7 年 3 月 14 日まで）

#### 申請書の提出が必要な世帯

令和 6 年 1 月 2 日以降に市に転入した方のいる世帯や、令和 6 年度住民税の未申告者がいる世帯は、支給のお知らせや確認書が送付されません。支給対象者に該当する場合は、給付金対策室まで申請書を御提出いただきます。（申請期間：確認書発送日から令和 7 年 3 月 14 日まで）

また、こども加算の対象児童を追加する場合も、申請書を御提出いただきます。（申請期間：確認書発送日から令和 7 年 4 月 30 日まで）

### 4. 支給のお知らせと確認書の発送予定件数 約 7,800 世帯

### 5. 問い合わせ先

狛江市給付金対策室コールセンター ☎0570-03-1578（土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時）  
※内線で転送する場合は内線 2580～2582 へ。

